

ID: 1542

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	受益者負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (受益者負担金) 第75条 国，都道府県又は市町村は，都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは，その利益を受ける限度において，当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1543

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	受益者負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (受益者負担金) 第75条 3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1819

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の7第2項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (監督等)	<p>第75条の7 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>		
【基準】	根拠条文に同じ。		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5015

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	監督処分
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
【根拠条文】 (監督処分等) 第81条 国土交通大臣，都道府県知事又は市町村長は，次の各号のいずれかに該当する者 に対して，都市計画上必要な限度において，この法律の規定によつてした許可，認可若 しくは承認を取り消し，変更し，その効力を停止し，その条件を変更し，若しくは新た に条件を付し，又は工事その他の行為の停止を命じ，若しくは相当の期限を定めて，建 築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築， 移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができ る。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処 分に違反した者又は当該違反の事実を知つて，当該違反に係る土地若しくは工作物等 を譲り受け，若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使 用する権利を取得した者 (2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処 分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約 によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 (3) この法律の規定による許可，認可又は承認に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により，この法律の規定による許可，認可又は承認を受けた 者 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において，過失がなく て当該措置を命ずべき者を確知することができないときは，国土交通大臣，都道府県知事 又は市町村長は，その者の負担において，当該措置を自ら行い，又はその命じた者若し くは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては，相当の期限を定 めて，当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは，国土交 通大臣，都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置 を行う旨を，あらかじめ，公告しなければならない。 3 国土交通大臣，都道府県知事又は市町村長は，第1項の規定による命令をした場合にお いては，標識の設置その他国土交通省令で定める方法により，その旨を公示しなければ ならない。 4 前項の標識は，第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷	

法適用不利益処分個票

地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

ID: 708

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	生産緑地内の原状回復命令等		
法令名 根拠条項	生産緑地法 第9条第1項		
法令番号	昭和49年法律第68号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1820

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	立地誘導促進施設協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第109条の6第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【根拠条文】	<p>(立地誘導促進施設協定の認可の取消し)</p> <p>第109条の6 市町村長は、第109条の4第3項において準用する第45条の2第4項、第45条の5第1項又は第45条の11第1項の認可をした後において、当該認可に係る立地誘導促進施設協定の内容が第109条の4第3項において準用する第45条の4第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、当該立地誘導促進施設協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該立地誘導促進施設協定の効力が及ばない者を除く。)に通知するとともに、公告しなければならない。</p>		
【基準】	根拠条文に同じ。		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 5088

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令		
法令名 根拠条項	景観法 第23条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省, 平成30年4月1日改正) 参照			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 5089

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	景観重要建造物の管理改善の措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第26条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】	<p>(管理に関する命令又は勧告)</p> <p>第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。</p>		
【基準】	<p>根拠条文に同じ。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省, 平成30年4月1日改正) 参照</p>		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 5091

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	景観法 第32条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第23条 景観行政団体の長は, 前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては, これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して, 相当の期限を定めて, 当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において, その原状回復を命じ, 又は原状回復が著しく困難である場合に, これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 (原状回復命令等についての準用) 第32条 第23条の規定は, 前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において, 第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは, 「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省, 平成30年4月1日改正) 参照			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 5092

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	景観重要樹木の管理改善の措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第34条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (管理に関する命令又は勧告) 第34条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正) 参照			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 952

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第64条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第64条 市町村長は、第62条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 953

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第70条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置) 第70条 市町村長は、前条第2項の規定により第62条から第68条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正) 参照			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 1704

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条第3項		
法令番号	平成26年法律第127号		
【根拠条文】	<p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>		
【基準】	根拠条文に同じ。		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日